

翻 訳

Th. フィーヴェク

「ライプニッツ『結合術』と法律学的事例」

吉原 達也 訳／註

前註

フィーヴェク (Viehweg) が『トピクと法律学』(Topik und Jurisprudenz, 1953) が、植松秀雄教授の手で、翻訳されたのは1980年のことである⁽¹⁾。法律学は、具体的問題の解決において、ここで、いま、そのつど正しいものとは何かの問題を取り扱うこと、換言すると、そのつど「正しいもの」への不断の探求に向かうという意味で、「問題論的思考」である、という主張が展開された。その発想の出発点は、ニコライ・ハルトマン (Hartmann) の問題論的方法と体系的方法の区別にあり⁽²⁾、フィーヴェクは、問題論的思考とトピク論を同視したうえで、これを演繹的な概念的ないし公理論的体系的思考に対比させ、法律学的思考を問題論的思考として特徴づける⁽³⁾。このように、法の体系化の可能性を原理的に否定するかのように見えるフィーヴェクの所論、その問題性について、これまで多く語られ

-
- (1) Viehweg, Theodor, Topik und Jurisprudenz, 1953, 5. Aufl., 1973. (植松秀雄訳『トピクと法律学』木鐸社, 1980年, 改装版 1993年)。同書の書評と紹介をかねて、田中成明「法律学と修辞学」判例タイムズ445号(1981年), 同『法への視座転換をめざして』(2005年) 121-129頁, とくに124頁以下。
- (2) Viehweg, op. cit. 31ff. (植松訳 53頁以下); Hartmann, N., Dieseseits von Idealsimus und Realismus in Kant-Studien, Bd. XXIX (1924), 160ff. 守屋正通「表見的『問題思考』の背理と方実証主義の克服の一局面—T・フィーヴェク所論の問題」華頂短期大学研究紀要第13号(1969) 14頁以下を参照。
- (3) 問題的思考は必ずしもトピクに導くものではなく、むしろ一般的に言えば問題的思考と体系とは、不斷の改訂・拡大・変化を認める「開かれた体系」において結合する。オーソドックスな方法論の立場でも、かつてのような完結的な体系が求められている訳ではない。問題へのフィードバック可能な、目的論的ないし価値論的な開かれた体系が求められている。磯村哲「法解釈学方法論の諸問題」同編「現代法学講義」第3章(有斐閣, 1978年) 85頁以下, とくに115頁以下, 当時のドイツ方法論の動向について, 青井秀夫「現代西ドイツ法律学方法論の一断面」「法学」39卷1, 3・4号を参照。

てきたところであるが、なお、基礎的な検討を要する点もなお少くないようと思われる。

そうした中で、「トピクと法律学」第六章「トピクと結合術」という短い断章はあまり注目されてこなかった。そこで取り上げられる主題は、若きライプニッツの『結合術』(Dissertatio de arte combinatoria)に示される法律学への応用がいかなる意味で法律学の「方法」でありうるかという問い合わせである⁽⁴⁾。ライプニッツが果たしたさまざまな寄与のなかで、法律学に関して、1667年の『新法学方法論』⁽⁵⁾がよく知られるところである。

ライプニッヒ大学で哲学と数学を学んだライプニッツが、哲学の教授資格のために執筆した「結合に関する算術的論議」をもとに、これを一冊の書物にまとめたのが『結合術』という作品である。本書において、ライプニッツをして有名にさせた「人間思想のためのアルファベット」というアイディアが開花したといわれる⁽⁶⁾。この作品の随所で、法律学が考慮されており、ライプニッツの法律学に対する考え方の一面が示されている。フィーヴェクによれば、「この論文は法律学を結合的に考察しているが、『新法学方法論』が少なくとも根底においてやっているのとは違って、演繹的一体的には考察していない。『結合

-
- (4) ゲルハルト版『ライプニッツ哲学著作集』(Die philosophischen Schriften von Gottfried Wilhelm Leibniz, Hersg. v. C. I. Gerhardt, Bd.1-7, Berlin 1875-1890, Neudruck: Hildesheim 1960-1961) Bd.4 : Philosophische Schriften 1663-1671 : Disputatio Metaphysica de Principio Individui ; Dissertatio de Arte Combinatoria... Philosophische Abhandlungen 1684-1703. 邦訳として、澤口昭津訳「結合法論(抄)」「ライプニッツ著作集1 論理学」下村寅太郎／山本信／中村幸四郎／原亨吉・監修、工作舎・1988年、11-52頁所収、山内志朗訳「結合法論(抄)」、『哲学』1号(哲学書房・1988年)。以下、引用にあたっては、本文中に、「定義」「問題I 1」などとして注記することとする。
- (5) Leibniz, Nova methodus discendaeque iurisprudentiae, Glashutten im Taunus : D. Auvermann, 1974, "Mit einer Einführung von Gustav Hartmann: Leibniz als Jurist und Rechtsphilosoph." ; Unveränderter Nachdruck der Ausgabe Leipzig und Halle 1748.
- (6) すべての語が26種の文字の結合から成立するように、人間の思想にもそれを構成する究極要素である〈人間思想のアルファベット〉の存在を想定し、そこで、このすべてを見出し、可能なすべての結合形式を探求することで、既知の認識の論証はもちろん、新たな認識の発見も可能となる、と考える。この独創的発想は、《記号論理学》の最初の文献とされる。ただし、中世末の神秘学者の中には、ルルスのように同じような構想を持っていた者もいたのであり、ライプニッツ自身も後に関心を持って、練金術師の用いる神秘的記号を用いたりしている。また、彼は、同じ発想の中国の《易学》にも深い関心を寄せていたと言われる。差しあたり、Viehweg, Topik und Jurisprudenz, S. 78-89(植松訳133-134頁)、ジョン・ノイバウアー『アルス・コンビナトリア』(原研二訳)ありな書房、1999年、19頁以下。

術』の方は、17世紀の数学的な時代精神を伝統的な中世的思惟スタイルに整合させようとする著者の努力をとりわけ明瞭に示している』⁽⁷⁾ ものとされる。若きライプニッツが考へているのは、「伝統的な発見の術」(=トピク)がそれ自体として、「基本構造が完全に除去されることなく、算術的に制御されうる」ということ、発見の術としてのトピクを結合術として把握することの必要性であり、結果的にトピクの「数学化」という試みである⁽⁸⁾。

以下に訳出したのは、この章とも関係の深い、「ライプニッツ『結合術』における法学的事例」⁽⁹⁾に関する論稿であり、フィーヴェクが結合術と法律学との関係を具体的にどのように考へているのか、その一端を窺い知ることができる。

Th. フィーヴェク 「ライプニッツ『結合術』と法律学的事例」(1946年)

一 序言

1 ライプニッツは、1666年の『結合術』(Dissertatio de arte combinatoria)において、学生時代にもともと専門として学んだ法律学に言及している。「問題Ⅰ及びⅡの応用」第12項は、結合術によって、委任における利害関係人の数を扱っている。同第39項以下は、一般的な法カズイステイクの結合術的原理を示し、第三節第15項以下は、同様に与えられた親等における親族と血族の数を結合術によって計算している。第一と第三の例は実質的には算数例題にすぎない。これに対して、とくに第二の例が注目されるのは、この例は、数学の領域で修得された根本的な考え方である結合術的な手続きを他の概念領域に転用しようとした最初の重要な試みだからである。

2 今日の通常の用語法—もちろんライプニッツの術語とは若干の点で隔たりがあるが—をあてはめれば、右の例は、狭義の組合せ理論(Kombinatorik)にあたると考へて差し支えない。というのは、問題Ⅰ—Ⅲは結合〔組合せ〕を、それ以下の問題Ⅳ—XIIは、順列(Permutation)つまり〔ライプニッツのいう〕変動(Variation)

(7) Viehweg, op. cit., S. 78 (植松訳131頁以下).

(8) op. cit., S. 78 (植松訳132-133頁).

(9) Viehweg, Die juristischen Beispiele in Leibnizens ars combinatoria, in: Beiträge zur Leibnizforschung (Monographien zur philos. Forschung, Bd. 1, 1946, S.88ff.

[*variatio ordonis* 順序の変動、順列のこと]をそれぞれ扱っているからである。問題Ⅰは、与えられた数について、2ずつ、3ずつ、4ずつなどの結合可能性〔複合〕を発見せよというものであり、問題Ⅱは同じ場合にすべての結合可能性〔すべての指数について計算された複合の全体=単純複合〕を発見せよ、というであり、問題Ⅲは、クラス数から出発してクラスの結合を発見せよ、というものである。しかしながら、ライプニッツの理論の主要部分は、問題Ⅰの説明に尽くされているので、ここで、問題Ⅰをより詳しく解釈することによって、結合術〔組合せ理論〕の根本的な考え方を明らかにし、法律家としてのライプニッツを包んだ「数学的精神」の一端にふれることとしたい。

二 『結合術』の前提——問題Ⅰ

1 問題Ⅰは、「数と指数を与えて、複合を発見すること」(*Dato numero et exponente complexiones invenire*) というものである (*Leibniz, Diss.de arte comb. Prob.I, Gerhardt Bd.IV, S.39.*)。ところで、次のような敷衍が注目される。すなわち、数 *numerus* は *Elementenzahl* を意味する、と。定義 8 には、「変動〔組合わ〕されるべき事物の総数をたんに数という」とある。指数 (*exponens*) は、集合の大きさ (*Gruppegröße* あるいはクラスの大きさ *Klassengröße*)、つまり、求められる結合の要素の数を表わす数を意味する。【結合術】定義 10 にはこうある。「同時に結合されるべき部分即ち単位の数を、幾何級数に倣って、指数と呼ぶ」(*Numerum simul ac semel conjungendarum partium seu unitatum dicemus Exponentem, exemplo progressionis geometricae*)、と。例えば、1ずつ、2ずつ、3ずつ、4ずつの結合など、現代風に言い直せば、2つの数の組合せ (*Ambe*)、3つの数の組合せ (*Terne*)、4つの数の組合せ (*Quaterne*) など、組合せを特徴づける数がこれにあたるであろう。複合 (*complexiones*) とは、こうした具体的な特徴づけを伴わない結合一般、換言すると、組合わされる要素 1 (*Union*)、2 (*Ambe*)、3 (*Terne*)、4 (*Quaterne*)などを考慮しない、結合一般のことである。必ずしも厳密ではないが、今日の言葉に換言すれば、複合は組合せ (*Kombination*) と呼ばれるものにあたる。これに対して、ライプニッツは、この表現 (*combinatio*) を指数 2 の結合だけに用い、指数 3 の結合には、*conternatio*、指数 4 の結合には、*conquaternatio*などを用いている。そのさい、

彼は綴りによってこれらの結合を区別している。すなわち、『結合術』定義11には、「指数が与えられたとき、複合を次のように記す：指数が2のときに2結合、3のとき3結合、4のとき4結合など」(Dato exponente Complexiones ita scribemus : si exponens est 2, Com2nationem(Combinationem), si 3, Con3nationem (Conternationem), si 4, Con4nationem etc.)，とある。しかしながら、『結合術』のなかで、複合(complexio)自体に与えられた定義は、いま述べたような、名目的定義ではなく、古典的－アリストテレス的意味での、実在的定義であり、はつきりと著作全体の形而上学的序言を指示している。すなわち、定義9には、「複合とは、より大きな全体のなかにおけるより小さな全体の統合であり、このことは序言で明らかにした通りである」，とある。問題Iの「数と指数を与えて複合を発見すること」の趣旨は、このような定義の意味においてである。

2 ライプニッツは、問題の説明にあたって、詳細に吟味してみると必ずしも適切ではない確認から始めている。彼は、自分も知っていた $\frac{a(a-1)}{2}$ という公式が、2結合(Com2nation, Ambenbildung)という特殊な事例にしかあてはまらず、それゆえ、これを他の複合に拡張できないとみなして、つまらないものとして、二番目に置いている。第一に、彼はすべての複合を検証可能とするための独自の方法を獲得する。彼は二つの数学の例題を出して、数4と5についての3結合を説明している。これは、今日であれば、 $\binom{4}{3}$, $\binom{5}{3}$ という式で表わされるもので、それぞれ、4個のなかから3個を取り出す組合せの総数、5個のなかから3個を取り出す組合せの総数を意味する。その計算法は次のようである。

$$\text{第1例 } \frac{4(4-1)(4-2)}{1.2.3} = 4 \qquad \text{第2例 } \frac{5(5-1)(5-2)}{1.2.3} = 10$$

ライプニッツが後回しにした公式を拡張する計算方法—取り出される数を取り出す数の順列をそれぞれ分母、分子に置く—を用いることになる。ライプニッツはこうしたやりかたをせずに、単純な加法によってしのいでいる。その規則とは、「先行する数についての、与えられた指数の複合と先行する指数の複合を加えよ、得られた結果が求める複合である」というものである。これは次のように説明される。例えば、与えられた数を4、与えられた指数を3とせよ。先行する数3について2結合3と3結合1を加える(3+1で4)。得られた4が求めるものである

(前掲『結合術』問題 I 2)。与えられた数が 5, 指数が 3 である場合も同じである。先行する数 4 は 2 結合 6 と 3 結合 4 をもっている〔数 5 は先行する数 4 がもつ 2 結合と同じだけの 3 結合をもつ。数 5 が 4 を越えるための新たな事物が数 4 の個々の 2 結合に附加されるのと同じだけの新たな 3 結合を作る〕(6 + 4 で 10)。得られた 10 が求めるものである。

3 先行する複合を即座に発見しうるためには、一覧表を手に入れなければならぬ。ライプニッツは一覧表を作成しているが、さきに言及した今日の計算法に基づく形成法則を用いるのではなく、特定の先行する複合を加算していくというより単純な思考にとどまって、これに基づいて、「表作成の基礎」(fundamentum Tabulae) として、次のように述べている。「与えられた数と指数の複合は、先行する数について先行する指数の複合と与えられた指数の複合との和より生じる」(前掲『結合術』問題 I 4), と。もちろんライプニッツがはっきりと論じているわけではないが、以下のことは明らかであろう。与えられた数 1 は、たんに単結合〔1 個の要素の結合〕1だけを含み、2 結合は 0 である、したがって、与えられた数 2 のために、2 結合を発見するためには、ライプニッツの定式によれば、1 + 0 を計算することになる(先行する指数—この場合は 1 である—の複合と、先行する数—この場合は 1 である—の与えられた指数—この場合は 2 である—の複合の和ということである)。それによって、2 の 2 結合が求められ、そして、ライプニッツの定式を次々と連続的に適用することによって、求められる表を「無限に」(ad infinitum) に埋めることができる。ライプニッツは、0 から 12 までの数と指数についての表だけを示し、「継続は容易であるので」(前掲箇所を参照, Gerhardt, Bd. IV, S. 39 u. 40) と述べて、以下は省略している。すでに述べたように、ライプニッツの考え方を完成させようとすれば、その結果はスリルに富んだものとなる。きわめて単純な演算表によって、すべての数のすべての複合を 1 と 0 から展開することができる。

4 このような結合の規則が単純な加算法そのものにすぎないことを明らかにすることによって、われわれはすでに結合術の核心に到達した。この考え方は「部分と全体」という概念をそのなかに含み、そして、両者の相関関係をできるかぎり深い

出発点において分析しようとするものである。これが結合術全体の中心点といつてよい考え方である。というのは、この考え方は、すべての数に適用して、まず、すべての数を結合術に適合的たらしめ、その後、他の概念へと適用することによって、他の概念を結合可能ならしめるものだからである。先行する数の与えられた指数が基準となるのは、全体が部分をそのうちに含んでいる、即ち、「全体には部分が含まれている」(in toto enim et pars continetur) という命題（前掲『結合術』問題I 4）から明らかである。「5の3結合」の例で、3結合を求めるには、まず、少なくとも、先行する数4の3結合と同数つまり4あることは決まっており、次に、先行する数〔4〕の先行する指数〔2〕〔4の2結合の数〕をも考慮すべしというのは、ふたたび、全体と部分の関係から、つまり、新たに要素が付加された結果、先行する指数〔2〕のもとでの結合〔4の2結合〕の数が、1つふえた数〔5〕と1つふえた指数〔3〕の結合の数に対応する。「5の3結合」の例で、先行する数4の2結合は全部で6であった。1ふえて5の場合には、この6が3結合の数となる。5の3結合の数は、最初の考慮から3結合4と、第二の考慮から2結合6を加えた10である。ライプニッツはその理由をこう述べている、即ち、「実際、数5が4を越えるための新たな事物が数4の個々の2結合に付加されるのと同じだけの新たな3結合を作るからである」(nova enim res qua numerus 5 excedit 4, addita singulis com2nationibus hujus, facit totidem novas con3nationes, 前掲『結合術』問題I 4)，と。

三 結合術の法律学への応用——委任・親等計算を例として

1 委任の事例に適用してみるのは容易である。ライプニッツは『学説彙纂』委任の章〔第十七卷第一章〕第二法文前文〔D. 17, 1, 2pr.〕を引用している。ここには次のようにある。「私と汝の間で委任が締結される場合、私が汝に委任するのは、あるいは、私ののみのためであるか、あるいは、第三者ののみのためであるか、あるいは、私と第三者のためであるか、あるいは、私と汝のためであるか、あるいは、汝と第三者のためであるか、これらのはいずれかである……」(Mandatum inter nos contrahitur sive mea tantum gratia tibi mandem sive aliena tantum, sive mea et aliena, sive mea et tua, sive tua et aliena...)。つまり、委任をなすのは、委任者本人のみのためであるか、第三者ののみのためであるか、本人と第三者のためであるか、本人と受任

者のためであるか、受任者と第三者のためであるかいずれかである。ここには五つの事例が区別されている。ライプニッツは、あらためて計算し、七つ見つけているが、そのうちの一つを「無用」(inutile)としている。これに対して、第六の事例〔受任者と第三者〕の欠如については理解できないと述べている（「問題Ⅰ及びⅡの応用」12）。彼の計算はこうである。利害関係人は、委任者、受任者、第三者の三人である。問題Ⅰの結果を問題Ⅱの意味で単純に合算するならば、これは3つの要素からなる複合である。厳密にいうと、単結合3、つまり（1）委任者（2）受任者（3）第三者、2結合3、つまり、（4）委任者と受任者（5）委任者と第三者（6）受任者と第三者、そのほかに、3結合1、つまり、（7）委任者と受任者と第三者が同時に利害関係を有する場合〔という7つの組合せが考えられる〕。事例（2）（いうまでもなく受任者の利益の事例）は、たんに助言（consilium）を目的としているにすぎず、助言は、一第二法文第六分節〔D. 17, 1, 2, 6〕が伝えるように一、原則として受任者は責任を負うことはないので、例外として除外されることになろう。ライプニッツは、法学者たちがこれを無用（velut inutilem）として除外したと述べて、これに賛成の意を示している。六種類の委任が残っている。ライプニッツは、3結合〔事例（7）〕を無視して残りの五つだけを残すべき理由について、「私にはわからない」と結論している。実際ここでは論理的な不正確さが問題になっている。この例がそれ以上の興味を引くのは、それが余計な結合が無用のものとされている点である。こうした余計な結合が生じるのは、結合術によって展開された素材に、別のたいていは専門科学に由来する体系的思考が適用されなければならないからである。つまり、換言すれば、ライプニッツの方法はその限りで十分ではなく、当然のことながら十分だろうとはまったく考えていないということである。

2 ライプニッツは、いずれにせよ、右に示した委任の事例で、結合術が何よりも完全をめざす批判的な道具であることを見事に扱ってみせており、そしてただちに、親族関係〔親等〕に関する法学的事例において、同じ態度を示している。そして彼はそのために一つの表を掲げている（前掲『結合術』問題Ⅲ 15 以下）。いずれの場合も、パンデクテン法〔『学説彙纂』〕における結合の事例で、固有の方法の適用した成果とローマ法学者（Jurisconsulti）の成果とが批判的に比較されている。ここで

問題となるのは、二人の人の親等的な間柄（distantia）である。ライプニッツは、市民法〔ローマ法〕に基づく親等計算（computatio civilis）（カノン法に基づく親等計算（computatio canonica）に対して）——これは、親等を親族関係を発生させる生殖数の通算によって数えるというものである——に従っており、何よりも一般的な計算と特別な計算に注意を払っている。前者は親等を、後者は親等と血統を顧慮しつつ人の親族関係を計算する。始めから終りまで、ガイウス「学説彙纂」「親等及び姻族、その名称について」の章（de Grade et Affenibus）第一法文〔Gaius D. 38, 10, 1〕及び第三法文並びにパウルス同第十法文〔Paulus D. 38, 10, 10〕のなかにある。最終的な成果を比較して、ライプニッツは、パウルスの不正確さに基づく些細なる相違を確認することができた。しかしながら、個々の点で、この事例は正確さと明確さの点で、今日では時代遅れになっている。というのは、法学的題材のなかでも、この例は、ライプニッツの提案を通じて現代論理学に採用され、そこで、その公理論的加工がほどこされ洗練された点で、他に類を見ないからである。Vgl. Carnap, Abriß der Logistik, Wien 1929, S. 87f. 人の親族関係における公理的体系。この新しい理論は何よりも術語のより正確な表現を提供した。その重要性はもちろんライプニッツもはじめから認識していたし、彼の著作の当該の節においてとくに努力を傾注したものである。概念形成の精密化を「兄弟」を例にして示してみよう。ライプニッツは、前掲書問題Ⅲ 18においてこう定義している。すなわち、「兄弟は父の息子である。それゆえ、『父の』と『息子』は、『兄弟』の概念を構成する術語である」（Frater est patris filius. Igitur Patris et Filius sunt termini, ex quibus conceptus Fratres componitur.）。カルナップ（Carnap, a. a. O. 38a D. 11）は、兄弟という概念を定義するために、もう一つ別の関係を必要とする。つまり父と息子の関係のほかに、本人でないという関係（Aの父の息子はA自身でもありうるからである）及び母の存在という関係（兄弟と異母兄弟とは違うから）もある。彼はこう書いている。

$$\text{Br} = \frac{\text{So} \mid \text{Va} \dot{-} \mid \text{Mu}}{\text{I.}}$$

Df

（兄弟とは、父の息子でありかつ母の息子であり私でないものと定義される）。

四 結合術と法律学

1 すでに述べたように（前掲Ⅱ4），結合術の中心思想である「部分と全体」の

関係は、すべての数に適用することによって、まずすべての数を結合術に適合的たらしめ、さらに他の概念へ適用することよってそれらにも応用可能であるという意味をもつことになる。結合術が決定的に重要な意味をもつのはこのように別の概念に応用されるからである。それがまさに法学の事例によって詳しく表現されたゆえに、われわれの関係でとくに注目にあたひする。というのは、ライプニッツは、問題Ⅰ及びⅡの応用第8項において、一般的な法カズイステイクの結合術的構造を示そうとし、そして、そのために彼は、法学の諸要素が結合術に適していることを明らかにしようとしているからである。この例を個別的に検討する前に、若干の点を指摘しておく。問題ⅠからⅢ（狭義の結合術＝組合せ）の範囲内では、結合術の根本思想が「部分と全体」の関係にあることを確認すれば十分であった。

「位置」(Lage = situs) ないし「順序」(Anordnung = ordo) という概念—結合術の第二番目の要素を形成するもので、いわば幾何学的な雰囲気を醸し出す一はたしかに問題Ⅰ—Ⅲでもいくつかの補足的な言及がなされているが、順列と変動（問題Ⅳ—VII）においてはじめて、それ固有の重要性をもってくる。そこで、「部分と全体」の関係をすべての数の領域に適用すると、そのことは、数とは multitudine unitatum [多くの1] のことであり、数の全体はつねに数の部分に分かれる、それをさらに分割するともはや意味がなくなるか、あるいは、逆に、すべての数は1という数から構成されるうる、ということを意味する。同じ考えが、他の概念の領域へ適用されるということは、単純概念 (simplicia) がつねに複合的概念 (composita) へと結合され、複合的概念がつねに単純概念によって説明されうる、実際ここにすべての思考の本来的な核心があるということを意味する。

2 一般的な法カズイステイクの結合術的概略（前掲書「問題Ⅰ及びⅡの応用」第39項）において、ライプニッツは、その序論的命題において関心をひくことから始めている。彼が結合術を法学者に推奨するのは、法律ができるかぎりはじめから欠缺なからしめ、その修正を幸運に委ねることのなく、そして、一彼はプラトンとアリストテレスを引用しているのであるが—裁判官の裁量の範囲が狭ければ狭いほど、ある国家の裁判はより妥当であると沈黙しないためである。これに続けて、重要な比較がなされる。法律学と幾何学は、両者が要素と条件からなる限りにおいて、

類似する。「単純なる要素がある。幾何学における形：三角形、円など。法律学：行為、約束、譲渡など。条件は、こうした要素の複合であり、いずれの場合にも多種多様、無限である」(Elementa sunt simplicia, in geometria figurae: triangulus, circus etc., in Jurisprudentia: actus, promissum, alienatio etc. Casus: Complexiones horum, qui utrobique variabiles sunt infinites, 前掲書「問題Ⅰ及びⅡの応用」第40項以下)。つまりこういうことである。条件は要素の複合であり、要素は単純な概念であり、これらがいかに吟味されるべきかを人は問う。ライプニッツは、幾何学にはユークリッドを、法律学には『ローマ法大全』(Corpus Iuris)と、ベルンハルドゥス・ラウインテータを指示する。この人物は、はルルスの意味で「法における単純な術語」(termini in iure simplices) —これらを混合することによって他の術語が生じる—を集めることを教えている。ライプニッツ自身は、人(Personae)、物(Res)、行為(Actus)、法律(Iura)という四つの術語から出発して、その単純な構成部分を探求しようとする。前掲書「問題Ⅰ及びⅡの応用」第41項から第44項にかけての説明一人について、男、女、半陰陽、奇形、聾、啞、盲人、病人、胎児、子供など；物について、野獣、家畜、奴隸人、馬、水、土地など；行為と法律についていろいろ一はきわめて雑多で、ライプニッツ自身も認めているように、表面的であり、ことに術語の単純さに関しては、問題が多い。術語は単純でなければならぬことは明らかである。前掲第45項で述べられているように、ひとはそれぞれ別の「単純な術語」(termini simplices)を付け加えることはできるが、しかし、それは実際において単純でなければならない、換言すると他の同種のものから構成されるものであってはならないからである(「……眞に単純なる術語とは、その内容が他の類似のものから構成されることのないもののことである」(...terminos, qui revera sunt simplices, id est quorum conceptus ex alii homogeneis non componitur))。こうした単純な術語相互ないし他のものとの結合から、2結合、3結合などや同じ複合における位置の変動によって、ほぼ無数の事例が生じる(前掲書第46項)とするライプニッツの結論は誰も否定することはできないであろう。そのほか、そのことは神学に関する術語ににもあてはまり、神学はそのかぎりでいわば「特殊法律学」(Jurisprudentia specialis)なのである、ともいわれている(同第47項)⁽¹⁰⁾。

3 いうまでもなく、合成されたものではないという意味で、単純なるもの〔単純概念〕の問題のもつ意味はいよいよ大きい。しかし、この問題は、単純なるものをそのつどの対象について確定しようとして、はっきりとそれに合意することを決断ができないかぎり、解決されない。私は1がこれ以上分解できないという点にだけ合意することができる。そして、ばらばらなものを排除してはじめて、特別な、結合術が示すような、きわめて有用な数概念を作り出すことができる。単純なるもの以外に別の概念をたてるることもできるが、その場合には、事例が示すように、ただ

(10) フィーヴェクによると、『結合術』は、17世紀の数学的な時代精神を伝統的な中世的思惟スタイルに整合させようとする著者の努力をとりわけ明瞭に示している、という。問題IとIIにおいて、それぞれ複合（組合せ）の計算法の発見により、結合術=組合せ理論の独自の基礎付けられ、これを前提として、種々の課題へ取り組んだ「問題IとIIの応用」は、『結合術』の中で一番大きな部分を占める。全部で十二の応用に分かれ、例えば、その第六の応用では、三段論法が結合術の観点から論じられ、正しい格式が列挙されている（第16項～第33項）。第七の応用として、幾何学、第八の応用として、法律学（第39項～第47項）、第九の応用として、分割法（第48項～第54項）、第十の応用として、命題の構成が論じられ、「①主語を与えて述語を発見せよ、②述語を与えて主語を発見せよ、双方とも肯定並びに否定において」という二つ問題が結合術によって説かれる（第56項～第88項、その第56項～第63項では、ルルス及びルルス主義者の批判がなされている。第十一の応用として、普遍言語の問題が扱われ（第89項以下）、これまで研究の「系」をなすものとされる。第八の応用である法律学もやはりそうした時代の精神がやはり反映している。フィーヴェクが、四2において、示しているように、ライブニッツ自身は、「人」、「物」、「行為」、「権利」という四つの術語から出発して、各種の単純な術語を探求しようとする。「問題I及びIIの応用」第41項から第44項から、先の四つ術語に関係づけられたものを一覧すると、簡単のために、以下のように整理することができよう。

人 (personae) ——自然人：男、女、半陰陽、奇形、聾者、啞者、盲人、病人、胎児、子供、少年、青年、老年など…

——法人 (artificialia)：団体ないし法人など。（第41項）

物 (res) ——自然的：動産、不動産、分離物（同質物）、分離不可物、有体物、無体物；奴隸、家畜、野獣、加害動物など；馬、水、土地、海、その他固有の権利が存在するものすべて（第42項）

行為 (actus「行態」) ——実体的占有に属する所持、引渡

——侵害, 暴力, 犯害, 傷害, 加害など [不法行為]

時と場所の状況

自発的行為／強制的行為／必要的行為／混合的行為,

——有意味的行為——言語 [契約], 助言, 委任, 片約, 再約 (受領契約), 条件, すべての言葉の多様性, 文法学者による解釈 [双務行為・契約]

法律効果を有する行為 (権利を発生させるもの)

法律効果を有さぬ行為 政治的=市民的・倫理的行為 (第43項)

権利 (iura) ——物的権利——所有権, 地役権及び人役権; 用益権, 使用, 占有権及び使用
取得の条件, 権力と債権

——人的権利など, 管理権, 支配権及び懲戒権など

人又は物に付着した動産など

裁判行為 (actus judiciales) ——権利を請求すること, 訴訟申請, 法廷での請求: 訴權,
抗弁, 再抗弁など。召喚請求, 嘆願など (第44項)

以上のような、「法律学における単純な術語」の例は、フィーヴェクも指摘するように、
きわめて雑多な印象を受ける。その出発点になっている「人」, 「物」, 「行為」, 「権利」と
いう四つの術語は、いまでもなく、古代ローマ法以来の法のシステムである人・物・行
為=訴訟 personae / res / actio という三分類のヴァリエーションのようにも見えるが、むしろ、
この場合、古典レトリックにおける「発見の術」としてのトピックの系譜に属するとも見る
ことができる。「人」は、自然人と人為たる法人に分かたれ、前者は、さらに性別、障害、
年齢などが考慮された分類となっている。「物」は、「動産, 不動産…」といったオーソド
ックスな物の分類法が採用されている。「行為」は、占有・所持・引渡しに始まり、各種不法
行為の類型、自らの意思によるか、他からの強制など態様の類型に、さらに、「意味的」
と訳した行為は、双務的な行為ないし広い意味での契約の類型にあたるであろう。法律効
果を有する行為を含めて、全体として債務関係のようなゆるやかなまとまりが看取されよ
う。法律効果を有さない行為が具体的に何をさすのか、判然としないが、贈与あるいは広
く恵与的行為のようなものを考えることができよう。「権利」は各種の物権の類型のほか、
人的権利は、人に対する支配・従属関係に由来する分類であろうか。最後に、「裁判行為」
は「権利」の実現のための手続的な側面からの分類と見ることができる。もちろん、この
ような分類のまとまりが認められるからといって、ライプニッツの一覧を、Institutionen な
り Pandekten なりの近代法的な体系構成と直結させることはできず、やはり、伝統的なレト
リック、「発見の術」としてのトピックによる構成に近いといった方がよいように思われる。
フィーヴェク自身も、さきに引用した『トピックと法律学』の当該箇所でははっきりとその
ような点に注目している。

ちに多くの言語的困難が生じる。法律学の素材において検証されるように、単純な記号と複合的な記号への要求が生まれるのであり、それによって普遍的記号論 Charakteristik という理念が開かれることになる。

後註

フィーヴェクが扱っているのは、『結合術』において、ライプニッツが展開した理論の、ごく一部分にすぎない。「人間思想のアルファベット」という着想から、すべての概念は、限られた単純概念ないし基本概念の組合せからなるものであって、それはちょうどアルファベット文字を組み合わせるだけで、無限の語や句が形成されるのと同じであり、単純概念を組合せることによって、それらの概念の関係によって表されるすべての真理が発見されることになる。ライプニッツが法律学上の「単純な術語」と呼ぶものを用いて、果たしてそのような操作が可能なものなのであろうか。彼に示唆を与えたルルスの「大いなる術」、およそ考えられ得るすべての命題を導出するための普遍的方法（六系列からなる一種の範疇表を作成し、九個の絶対的属性、関係、疑問、主語、徳、悪徳を区別し、それを組合せるために独立に回転可能な同心円盤からなる装置を考案した）⁽¹¹⁾であるが、『結合術』第 56～63 項において、ルルスの方法の恣意性を批判している⁽¹²⁾。ライプニッツ自身、一定数によって基本概念を表そうとするアイデアにこだわりながらも、むしろ、結合術つまり組合せ理論に基づく新しい数学的な学を構想したともいわれ、その有用性を説くために、法律学をはじめ、幾何学、さらには、三段論法（とくに「問題 I 及び II の応用」第 17 項以下）、詩学（問題 VI 及び問題 XII）⁽¹³⁾といったさまざまな學問分野に応用してみせた。とり

(11) 差しあたり、ノイバウアー前掲書 19 頁以下。

(12) この問題について、ノイバウアー前掲書 35-36 頁及び、同書 25 頁第 5 図「文字意味の図表」（ルルス『アルス・プレヴィス』[1308] より）を参照。この評について、Viehweg, op. cit. 78-89（植松訳 133-134 頁）。なお、ライプニッツは、ルルスによる用語の選択の恣意性を批判する。

(13) ノイバウアー前掲書 38 頁以下を参照。問題 VI 「変動させる事物—そのあるものは反復される一の数が与えられたとき、順序の変動を発見せよ」及び問題 XII におけるいわゆる「プロメテウス詩」研究。同詩は、单一音節のみからなり数として順次並べられた基礎語から構成され、それにより単語の置換可能性を増大させる詩編であるという。また、実践的計算問題の例として、「与えられたテキストに作曲家は幾通りのメロディを自由に付与することができるか」（問題 VI 第 4 項）など、その射程範囲はきわめて広い。

わけ、三段論法的推論の数を結合術的に確定しようとした試みは、普遍的記号学へとつながっていくと考えられる。若きライプニッツは、結合術による法律学の数学化を試みた。たしかに委任や親等計算の例では、結合術的計算つまり組合せや順列による計算によって独自の発見を行っている。四2で展開されたような一般的な法カズイステイクの構想をライプニッツが考えるような形で完全に数学化することは可能だったのだろうか。『結合術』の翌年に刊行された『新法学方法論』はむしろ別の方向を示唆しているように思われる。ライプニッツが「最終的には、精密言語の基礎づけに、記号論理学への道を開くことになった」ともいわれるとしても、果たしてたんに直線的な発展という道筋だけを認めるだけでは、見失われる問題も多いのではないだろうか⁽¹⁴⁾。

(14) Viehweg, op. cit.(n.1), S. 97 (上松訳 135頁) .

十数年前、植松秀雄先生（岡山大学・当時）が主宰されておられたレトリック研究会に参加させていただいていた頃、先生からフィーヴェクの論文集成を計画されておられることをお聞きしていた。ラテン語が出てくるからという理由でご相談を受けたのが、このライプニッツ『結合術』に関する短い論文であった。手持ちのファイルの日付は1996年6月となっているので、拙い翻訳メモをお渡したのはその頃のことであったと記憶する。爾来十年余り論文集成の実現を待ち望んでいたのであるが、2005年6月、突然のご計報に接し、その夢は永遠に果たされないことになった。本稿も、フィーヴェクの最高の理解者であられた先生の手で、訳出されるはずのものであった。先生の学恩に謝しつつ、あらためて深甚なる哀悼の意を表する次第である。